

「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」の素案の概要について

令和 3 年 2 月 2 日
県 民 生 活 課

1	目的	自転車の安全で適正な利用を促進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
2	基本理念	○ 県、自転車利用者（以下「利用者」という。）、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携・協力して、交通事故の防止を図る。 ○ 歩行者、利用者及び自動車等の運転者が、法令を遵守するとともに、道路の交通におけるそれぞれの特性を理解する。
3	各主体の主な責務	県の責務 ・ 利用者、県民、事業者、交通安全団体、市町村及び国と連携・協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定・実施する。など 自転車利用者の責務 ・ 道路交通法に規定する車両の運転者であることを自覚し、自転車の利用に当たっては、法令を遵守するほか、交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるように努める。など 県民の責務 ・ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、自転車を安全で適正に利用するための取組を自主的かつ積極的に行うように努める。など 事業者の責務 ・ 自転車を利用する従業員に対し、啓発及び指導を行うように努める。など 交通安全団体の責務 ・ 国、県及び市町村が実施する施策に協力するように努める。など
4	啓発活動	県は、 5 月15日を「自転車安全確認の日」と設定し、県民の関心と理解を深めるとともに、点検整備及び自転車損害賠償責任保険等（以下「保険等」という。）の加入状況の確認を促すための広報・啓発活動を行う。
5	教育の充実	○ 県は、県民に自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるための教育を行う。 ○ 県は、幼児、児童、生徒又は学生に教育が行われるように必要な施策を講ずる。 ○ 保護者は、監護する未成年者に必要な教育を行うように努める。
6	交通事故の防止のための措置等	○ 利用者や事業者等は、自転車側面への反射器材の備付け等、交通事故の防止の措置を講ずるように努める。 ○ 保護者は、監護する未成年者にヘルメットを着用させるように努めなければならない。 ○ 高齢者（65歳以上）の家族等は、高齢者にヘルメットの着用等、必要な配慮に関する助言及び必要な支援を行うように努めなければならない。
7	自転車の点検及び整備	利用者、事業者及び保護者等は、自転車の定期的な点検及び整備に努める。
8	道路交通環境の整備	県は、国、市町村及び交通安全団体等と連携し、安全に通行できるように道路交通環境の整備を図る。
9	自転車損害賠償責任保険等への加入等	自転車損害賠償責任保険等への加入 ・ 利用者、保護者及び事業者等は、保険等に参加しなければならない。 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 ・ 自転車小売業者は、購入者等に保険等への加入有無を確認するとともに、加入を確認できないときは、加入に関する情報を提供するように努めなければならない。 ・ 自転車貸付事業者は、借受者に保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供等 ・ 県は、保険等への加入を促進するため、保険等に関する情報提供その他の必要な措置を講ずる。
スケジュール		
令和 3 年 2 ～ 3 月 パブリックコメント 4 月 第 3 回検討会 6 月議会 県議会へ条例案の提出 7 月上旬 条例案の議決・条例の施行（<u>保険加入に係る規定を除く</u>） 令和 4 年 4 月 1 日 条例の施行（<u>保険加入に係る規定</u>）		